

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【公開番号】特開2012-97380(P2012-97380A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2010-247354(P2010-247354)

【国際特許分類】

D 0 1 F 6/00 (2006.01)

D 0 1 D 5/253 (2006.01)

A 4 1 D 31/00 (2006.01)

A 4 1 D 31/02 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 6/00 A

D 0 1 D 5/253

A 4 1 D 31/00 B

A 4 1 D 31/00 5 0 1 Z

A 4 1 D 31/00 5 0 2 L

A 4 1 D 31/00 5 0 3 E

A 4 1 D 31/02 E

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月28日(2013.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

前記短纖維において、纖維径が細すぎるとフィンのサイズが小さくなり、スパイラル捲縮が発現しにくくなる。一方、纖維径が太すぎると、単纖維当たりの自重によりスパイラル捲縮が発現しにくくなる。このため、捲縮を付与する点では、纖維径が10~200μmの範囲が可能であるが、より捲縮を発現させるためには15~95μmの範囲がより好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明における纖維充填率は30~80%である事が好ましく、40~60%である事が更に好ましい。30%未満では、纖維としては高空隙を有しているものの、不織布製造工程通過時に断面潰れ等が生じる為、好ましくない。一方、80%を越えると、改善効果が小さい纖維構造体しか得られない為、好ましくない。なお纖維充填率は下記式で表される。

纖維充填率(%) = (C / D) × 100

C ; 纖維軸に直交する断面面積

D ; 纖維軸に直交する最外周円の面積